

令和2年(2020年)5月29日

上関町立小中学校の保護者の皆様へ

学校再開にあたっての児童・生徒の出欠の扱い等について

上関町立上関小学校 校長 伊藤 雅章
上関町立上関中学校 校長 吉中 孝志

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について日々適切に対応していただき、心より感謝申し上げます。

さて、5月25日より学校再開がなされ1週目を迎えました。今後、「**社会全体が長期間にわたりこの新たなウイルスと共に生きていかなければならない**」という認識の上で、「**全ての子どもたちの心身の健康と学びの保障の両立**を図ること」が重要であります。

その実現のため、児童・生徒の出欠の対応について下記の通りといたしますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

なお、下記の対応についてご不安、ご不明な点がございましたら、各校へご相談いただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1. 学校再開後において、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒の出欠の扱い

学校再開後において、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒については、以下の①から④に該当する場合は、「**出席停止**」として扱い、「欠席日数」には記録しない。

- ①児童・生徒の感染が判明した場合又は児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
*よって、同居する家族に風邪症状が見られたことのみをもって「出席停止」とはなりません。
- ②児童・生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
*発熱の有無のみをもって判断するのではなく、その他の症状の有無等をふまえて総合的に判断します。具体的な判断は、【2. 健康観察のポイント】を参照してください。
- ③医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒や基礎疾患等のある児童・生徒について、登校すべきでないと校長が判断した場合
- ④感染経路のわからない患者が急速に増えて感染の可能性が高まっているなど、保護者が登校させるべきではないと考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合

2. 児童・生徒の健康観察及び事後の対応について

- (1) 家庭における児童・生徒の健康観察については、毎朝の検温のみならず、下記の【健康観察のポイント】に基づいて、風邪等の症状がないかなど健康状況を確認する。症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養する。*その場合、上記の②に該当し、「出席停止」扱いとします。
- (2) 学校においては、登校時、教室に入る前に、家庭での健康観察状況を確認する。家庭での健康観察が十分に行われなかった場合、保健室等において検温及び風邪症状等の確認を行うなど、適切に指導する。

【健康観察のポイント】

- ①検温による体温の状況（発熱がないか）
- ②風邪の症状（咳、くしゃみ、頭痛、のどの痛みなど）がないか
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がないか
- ④味覚障害など、その他新型コロナウイルス感染の疑いのある症状がないか

